

## 第4章 令和5年度の目標設定

厚生労働省より発出されている「障害福祉サービス等の障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針（平成18年厚生労働省告示第395号）～【最終改正 令和2年厚生労働省告示第213号】」により、目標値を設定します。なお、当該目標値が達成されないと見込まれる場合は、地域的な実情を踏まえ圏域や町の状況に則して目標値を設定します。

### 1. 福祉施設入所から地域生活への移行

地域生活への移行を進める観点から、福祉施設に入所している障がいのある方が施設を退所し、グループホームや一般住宅等に居住し、地域生活を送ることができるようになることを目指し、令和5年度における成果目標を設定します。

#### ■基本指針

##### □地域生活移行者の増加

令和5年度末までに、令和元年度末時点の施設入所者数の6%（前回9%）以上が地域生活へ移行することを基本とする。（北海道：2.4%）

##### □福祉施設入所者の削減

令和5年度末時点の施設入所者数を、令和元年度末時点の施設入所者数から1.6%（前回2%）以上削減することを基本とする。（北海道：4.3%）

#### ■実績

項目	数値	備考	実績
施設入所者数 (A)	30人	平成28年度末の施設入所者数	28人
地域生活移行者数 (B)	2人	見込者数	0人
	6.6%	移行割合 (B/A)	0%
減少目標値 (C)	1人	令和2年度末段階での削減見込者数	2人
	3.3%	削減割合 (C/A)	7.1%

#### ■目標設定

項目	数値	備考
施設入所者数 (A)	28人	令和元年度末の施設入所者数
地域生活移行者数 (B)	1人	見込者数
	3.6%	移行割合 (B/A)
減少目標値 (C)	1人	令和5年度末段階での削減見込者数
	3.6%	削減割合 (C/A)

平成28年度末で30人の入所者は平成元年度末では28人の実績で2人の減でした。これは、地域に移行した数値ではなく、死亡や医療が必要となり退所した人です。減少実績は2人で目標値を超えています。地域移行の目的は達せられていません。

町内の入所支援施設は知的障害が重度の入所者が多く、障害の重度化や加齢により地域生活から施設入所する人が主であり、退所して地域生活に移行できる人はいない現状にあります。従って、障害の重度化が施設入所の理由となっているため、今後は在宅やグループホーム等の地域で少しでも長く生活出来るように、利用者のニーズ把握に努め必要なサービス提供に努めます。

## 2. 精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築

国では、精神障がいのある方が、地域の一員として安心して自分らしい暮らしができるよう、精神保健医療・一般医療、障がい福祉・介護、住まい、社会参加（就労）、地域の助け合いが包括的に確保された地域包括ケアシステムの構築を目指しています。

このような精神障がいにも対応した「地域包括ケアシステム」の構築にあたっては、計画的に地域の基盤を整備するとともに、精神科医療機関、一般医療機関、圏域の保健所、町保健師・福祉担当職員、障がい福祉・介護保険事業者などとの重層的な連携による支援体制の構築が必要となります。

### ■基本指針

#### □市町村ごとの保健、医療、福祉関係者による協議の場の設置状況

令和2年度末までに全ての市町村ごとに協議会やその専門部会など保健、医療、福祉関係者による協議の場を設置することを基本とする。（北海道：圏域に1か所）

市町村単独での設置が困難な場合には、複数市町村による共同設置であっても差し支えない。

※上記の基本指針は第6期の基本指針では削除されていますが、未設置のため引き続き圏域で、設置の検討をします。

#### □精神病床における1年以上長期入院患者数（65歳以上、65歳未満）

令和5年度末の精神病床における1年以上長期入院患者数の目標値を設定する。

#### □精神病床における早期退院率

令和5年度における目標値を

- ・入院後3か月時点の退院率については 69%以上（北海道：69%）
- ・入院後6か月時点の退院率については 86%以上（北海道：86%）
- ・入院後1年時点の退院率については 92%以上（北海道：92%）

とすることを基本とする。

#### □精神障害者の精神病床から退院後1年以内の地域における平均生活日数の上昇

令和5年度末時点の平均生活日数を316日以上とする（北海道：316日）

■実績

目 標	実 績
圏域内に平成 32 年度末までに協議の場を設置	未設置

■目標設定

目 標
保健・医療・福祉関係者等による協議の場の設置について圏域で設置する。

「精神障がいにも対応した『地域包括ケアシステム』の協議の場の設置」については、今計画の基本指針から削除され、設置の記載はありません。設置については地域の精神科医療、一般医療の協力が不可欠ですが、現在、地域の精神科では常勤医師が1名のみで医療体制が十分ではない状況にあり、協議の場は未設置となっています。現在の状況下では、具体的な目標設定は困難であると判断し、「圏域で設置する」ことを目標とします。

また、精神病床における目標値については設定出来ません。精神病床については病床が少ないことや、町内の精神科では必要に応じて退院時のカンファレンスや訪問看護も実施され、相談支援センターや保健所等各関係機関が連携し支援を行っていることから、目標値は設定しないことにします。

### 3. 地域生活支援拠点等が有する機能の充実

国では、障がいのある方の高齢化・重度化や「親亡き後」を見据え、地域生活への移行、相談、グループホーム等の体験機会の提供、緊急時の受け入れ体制、人材の確保・養成、その他地域の体制づくり等の機能を集約した地域生活支援拠点等を各市町村または各圏域に1つ以上確保することとしています。なお、前基本指針では令和2年度末までの設置としていましたが、未整備の地域が多く、令和5年度まで引き続きの目標設定となっています。

■基本指針

□地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までの間、各市町村又は各圏域に1つ以上の地域生活支援拠点等を確保しつつ、その機能の充実のため、年1回以上運用状況を検証及び検討することを基本とする。

■実績

目 標	実 績
近隣市町村等と共同整備等の検討をすすめる。	共同整備に向け会議を実施

■目標設定

目 標
令和5年度末までに地域生活支援拠点を圏域で整備する。

地域生活支援拠点整備については、檜山振興局主導により南檜山圏域での広域整備をする方向で検討を重ねています。江差町内のあすなろ相談支援センターを拠点整備の中心とし、江差福祉会に委託する方向性で協議中です。整備次期はまだ未定ですが、第6期計画中に整備完了の見込です。

運用状況の検証及び検討を行うことについては、整備完了と同時に検証の準備も行うこととします。

## 4. 福祉施設から一般就労への移行等

国では、福祉施設の利用者の一般就労への移行を推進するため、福祉施設の利用者のうち、就労移行支援事業等（生活介護、自立訓練、就労移行支援、就労継続支援を行う事業をいう）を通じて、令和5年度中に一般就労に移行する者の目標値及び就労定着支援事業を利用する者の目標値を設定します。

### ■基本指針

#### □福祉施設から一般就労への移行等（令和5年度中）

- ・福祉施設から一般就労への移行者数を令和元年度実績の1.27倍以上とする。
- ・就労移行支援事業への利用者数を令和元年度実績の1.30倍以上とする。
- ・就労継続支援A型事業所への利用者数を令和元年度実績の概ね1.26倍以上とする。
- ・就労継続支援B型事業所への利用者数を令和元年度実績の概ね1.23倍以上とする。
- ・一般就労移行者のうち就労定着支援事業の利用を7割とする。
- ・就労定着率8割以上の就労定着支援事業所を7割以上とする。

（北海道：全て同数値で設定）

### ■実績

項目	数値	備考	実績
一般就労への移行者数	0人	平成28年度において福祉施設を退所し一般就労した者の数	1人
一般就労への移行見込者数	1人	令和2年度において福祉施設を退所し一般就労する見込者数	0人
就労移行支援事業の利用者数	0人	平成28年度末段階での利用者数	2人
就労移行支援事業の利用見込者数	1人	令和2年度末段階での利用見込者数	1人
就労移行支援事業の利用者の増加	—		—
職場定着率の増加	—		—

## ■目標設定

項 目	数 値	目 標	数 値
令和元年度の一般就労への移行実績	1人	令和5年度中の移行者数	1人
令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行実績	—	令和5年度中の就労移行支援から一般就労への移行者数	1人
令和元年度の就労継続支援Aから一般就労への移行実績	0人	令和5年度中の就労継続支援Aから一般就労への移行者数	0人
令和元年度の就労継続支援Bから一般就労への移行実績	1人	令和5年度中の就労継続支援Bから一般就労への移行者数	1人
令和元年度の就労移行支援から一般就労への移行実績	0人	令和5年度中の就労移行支援から一般就労への移行する者のうち就労定着支援の利用者数	—
令和元年度の就労定着支援事業所数	0カ所	令和5年度の就労定着率が8割以上の就労定着支援事業所数	—

福祉施設から一般就労への移行実績は、平成28年度と令和元年度に各1人ずつ、町内の就労継続支援B型の利用者が同法人内の準職員に採用された実績です。地域的に一般就労が出来る事業所やサービスも限られる為、率ではなく人数で目標値を設定することとし、令和5年度の移行者数を1人とします。町内には就労移行支援事業所と就労定着支援事業所はありませんが、テレワークを行っている就労移行支援事業所が函館にあり、1名の利用を見込みました。また近年、近隣町や自町内に就労継続支援B型事業所が相次いで開設されており、利用者の増が見込まれますが、一般就労への移行については、地域的な実情も踏まえ、就労支援センター「すてっぷ」などの各関係機関と連携を図りながら、就労支援を行っていきます。

## 5. 障がい児支援の提供体制の整備等

第1期江差町障がい児福祉計画では、障がい児支援の提供体制の整備として、通所支援等の専門的な支援の確保及び共生社会の形成促進等の観点から基本指針が示されましたが、第2期の基本指針もほぼ継続されたものが示されています。

### ■基本指針

□重層的な地域支援体制の構築を目指すための児童発達センターの設置及び保育所等訪問支援の充実

- ・令和5年度末までに、児童発達支援センターを各市町村または各圏域に少なくとも一カ所以上設置することを基本とする。
- ・令和5年度末までに、全ての市町村において、保育所等訪問支援を利用できる体制を構築することを基本とする。

□難聴児支援のための中核的機能を有する体制の構築

・令和5年度末までに、各都道府県において、児童発達支援センター、特別支援学校（聴覚障害）等の連携強化を図る等、難聴児支援のための中核的機能を有する体制を構築することを基本とする。

□主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後デイサービス事業所の確保

・令和5年度末までに、主に重症心身障害児を支援する児童発達支援事業所及び放課後等デイサービス事業所を各市町村又は各圏域に少なくとも1カ所以上確保することを基本とする。

□医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場の設置及びコーディネーターの配置

・令和5年度末までに、各都道府県、各圏域及び各市町村において、保健、医療、障害福祉、保育、教育等の関係機関等が連携を図るための協議の場を設けるとともに、医療的ケア児等に関するコーディネーターを配置することを基本とする。なお、市町村単独での設置が困難な場合には、都道府県が関与した上での、圏域での設置であっても差し支えない。

■実績

目 標	実 績
令和2年度末まで児童発達支援センターを圏域で設置する。	未整備
令和2年度末まで保育所等訪問支援の体制整備の構築する。	未構築
令和2年度末まで重症心身障害児を支援する児童デイサービス事業所を圏域で整備する。	未整備
平成30年度末までに医療的ケア児支援のための関係機関の協議の場を設置する。	令和元年11月に自立支援協議会内に協議の場を設置

■目標設定

項 目	目 標
児童発達支援センターの設置	令和5年度末までに児童発達支援センターに関する協議を圏域で実施する。
保育所等訪問支援の体制の構築	毎年度末に上ノ国子ども発達支援センターの利用状況とサービス提供体制を確認する。
重症心身障害児を支援する通所事業所の確保	毎年度末に対象者の有無とサービス提供体制を確認する。
医療的ケア児のためのコーディネーターの配置	檜山振興局の主導での圏域の協議会に参加する。

障がい児支援の提供体制の目標については、江差町単独での実施が困難な項目が多く、医療的ケア児の協議の場の設置以外は、「未整備」となっています。児童発達支援センターや保育所等訪問支援、重症心身障害児支援の事業所の設置等には、全て専門職員や有資格者等が必要ですが、地域的にも確保は難しく、現時点で設置や整備について具体的な目標を掲げることは困難な状況といえます。

圏域の市町村がそれぞれに町内の障がい児の状況を把握し、上ノ国町子ども発達支援センター等関係機関との情報共有を図り、実施可能なサービス提供体制について確認、協議を行っていきます。町内には在宅での医療的ケア児がいるため、成長に伴い必要なサービスや療育について、都度状態を把握し、ケア児とその保護者に対し必要な支援を実施していきます。

## 6. 相談支援体制の充実・強化等（新規）

重度の障害者等が地域において自立した日常生活又は社会生活を営むために障害福祉サービスの提供体制の確保とともに、サービスの適切な利用を支え、また、各種ニーズに対応する相談支援体制の構築が不可欠となっています。そのためには相談支援を行う人材の育成や個別事例における専門的な指導や助言を行うほか、地域の社会的基盤整備の実情を的確に把握し必要な施策を確保していかなければなりません。そこで、これらの取組を効果的に進めるために相談支援の中核機関である基幹相談支援センターの設置に向けた積極的な働きかけを行う必要があります。

### ■基本指針

#### □地域生活支援拠点等の整備

令和5年度末までに、各市町村又は各圏域において、総合的専門的な相談支援の実施及び地域の相談支援体制の強化を実施する体制を確保することを基本とする。

（基幹相談支援センター等の中核機能を有する事業が担うことを検討する）

### ■目標設定

目 標
令和5年度末までに圏域において基幹相談支援センター設置に向けた協議を行う。

令和2年度中に地域生活支援拠点整備のため、近隣町広域で協議を行っていますが、その際に基幹相談支援センターの必要性も協議されています。地域生活支援拠点は、江差福祉会のある相談支援センターを拠点に整備を行う方向性ですが、整備段階で、基幹相談支援センターに移行の可能性も視野に入れて協議しています。専門性の高い有資格者が必要となる為、近隣町と共に具体的な協議を進め、設置に向けた取り組みを行っていきます。

## 7. 障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に係る体制の構築（新規）

国では、障害福祉サービスの多様化により多くの事業者が参入している中、障害者総合支援法の理念を念頭に利用者が真に必要とするサービスの提供が重要であるため、自治体職員は真に必要とされているサービスが提供されているか検証を行って行くことが望ましいとされています。

そのためには、適性な運営を行っている事業所の確保等のサービスの質等を向上させる取組に関する事項を実施する体制の構築が必要となります。

## ■基本指針

### □障害福祉サービス等の質を向上させる取組にかかる体制の構築

令和5年度末までの間、各都道府県及び各市町村において、障害福祉サービス等の質を向上させるための取組に関する事項を実施する体制を構築することを基本とする。

## ■目標設定

目 標
・令和5年度末までに、北海道が実施するサービス事業所等に対する実地指導の際に市町村が同席し、また、指導監査の結果についても市町村と共有できる体制を整える。

現在、檜山振興局が実施している福祉サービス事業所等に対する実地指導においては、これまで市町村は同席していませんでしたが、今後は、市町村も同席し、適正なサービス提供を行っているかの確認を行い、指導監査結果についても共有し、改善内容についても把握することで、事業所と共にサービスの質を向上させる取り組みを行っていきます。

## 8. 障がい者等に対する虐待の防止（その他）

障害者虐待の防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律（平成23年法律第79号。以下「障害者虐待防止法」という。）が施行され、これまで江差町でも虐待通報事案に対し、厚労省が発出している「市町村・都道府県における障害者虐待の防止と対応の手引き」及び「障害者施設等における障害者虐待の防止と対応の手引き」に沿って北海道と協力して対応してきました。在宅の障害者、施設の障害者等に対する対応が記されていますが、令和2年10月に「手引き」の改訂が行われ、その中で障害者福祉施設従事者による障害者虐待において「市町村による任意の指導」が追記されました。このことを受けて江差町でも目標を設定し虐待の防止に努めます。

## ■目標設定

目 標
・障害者福祉施設等において虐待案件が発生した場合は検証等を行い、市町村からの任意の行政指導を行う。
・町内のサービス事業所に虐待通報の連絡先が明記されたリーフレットを掲示する。